令和７年度版事業概要

（令和６年度統計実績）

相 模 原 市 児 童 相 談 所

目次

Ⅰ　児童相談所の概要 1
１　沿革 1
２　所在地 1
３　管内の人口 2
４　組織及び人員 3
（１）組織 3
（２）人員 4
５　児童相談所の業務 6
（１）児童相談所の設置目的 6
（２）児童相談所の機能 6
６　相談の形態と種類 7
（１）相談の形態 7
（２）相談の種類 8
７　援助の体系 9
８　一時保護所の業務 11
（１）開設経過 11
（２）業務内容 11
（３）定員 11
（４）入所対象年齢 11

Ⅱ　相談の状況 12
１　受付状況 12
（１）相談受付状況 12
（２）面接相談受付状況 13
（３）電話相談受付状況 15
（４）虐待相談状況 17
（５）障害相談（療育手帳判定実施状況等） 21
２　対応状況 22
（１）処理状況 22
（２）調査・診断・指導状況 30

Ⅲ　主な事業の実施状況 33
１　専門支援機能 33
（１）カウンセリング強化・家族療法事業 33
（２）スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 33
（３）法的対応機能強化事業 33
（４）医療的機能強化事業 34
（５）ファミリーグループカンファレンス事業 34
（６）親子関係再構築・家族再統合支援 35
（７）保健師支援 37
（８）里親委託家庭の訪問支援 37
（９）セカンドオピニオンなどの調整 38

２　広報、研修・研究機能……38
（１）広報……38
（２）所内研修……38
（３）外部研修……39
３　危機管理機能……40
（１）困難ケース等の対応支援（社会福祉審議会児童相談所措置部会提出事例）……40
（２）児童虐待の検証……40
（３）施設支援……40
（４）こども虐待 110 番運営事業……40
４　思春期児童支援機能……40
（１）思春期児童訪問支援事業……40
（２）思春期児童集団支援事業……40
【資料】令和６年度　相模原市こども虐待１１０番月間統計……41

Ⅰ　児童相談所の概要

1　沿革

相模原市は、平成 18 年３月 20 日に旧相模原市と旧津久井町、旧相模湖町が合併し、翌年３月 11 日には旧城山町、旧藤野町と合併し、人口 70 万人の都市として誕生した。

平成 22 年４月１日には、全国 19 番目の政令指定都市に移行し、児童福祉法上設置義務のある児童相談所を設置した。

相模原市児童相談所は、神奈川県が所有する旧神奈川県相模原児童相談所建物を神奈川県県北地域児童相談所と共同利用する形で設置した。（平成 26 年４月１日以降は単独利用。平成 26 年８月 14 日に土地・建物が神奈川県から相模原市に譲渡された。）

平成 26 年４月１日には、一時保護所を開設した。

令和２年４月１日より、業務量の増大や相談内容の複雑化にきめ細かに対応するため、機能に応じて、総務課、相談支援課、養護課の３課に分割するとともに、ケースへの迅速な対応等のため、緑区合同庁舎内へ緑班事務室を設置し、令和４年４月１日には、南区内に南事務室を設置した。

2　所在地

〒252-0206
相模原市中央区淵野辺 2-7-2

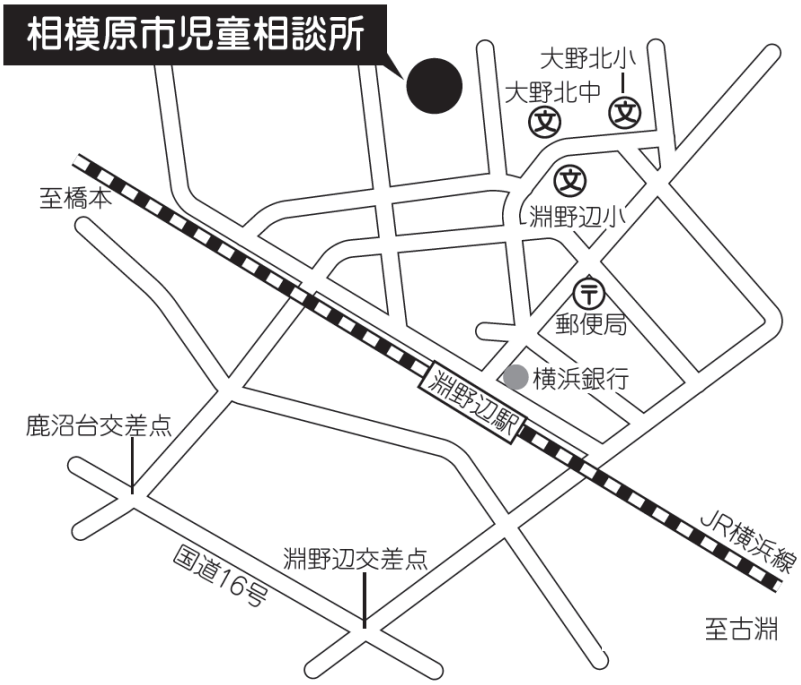

３　管内の人口

（令和７年４月（住民基本台帳））

区分		合計	男	女
総人口		715,235	358,026	357,209
	０～５歳	26,224	13,505	12,719
児童人口	６～１１歳	32,501	16,712	15,789
	１２～14歳	17,614	8,987	8,627
	１５～１７歳	18,526	9,420	9,106
	計	94,865	48,624	46,241
児童人口比		13.3%	13.6%	12.9%

４　組織及び人員

（１）組織

児童相談所はこども・若者未来局に配置されている。

（令和７年４月１日現在）

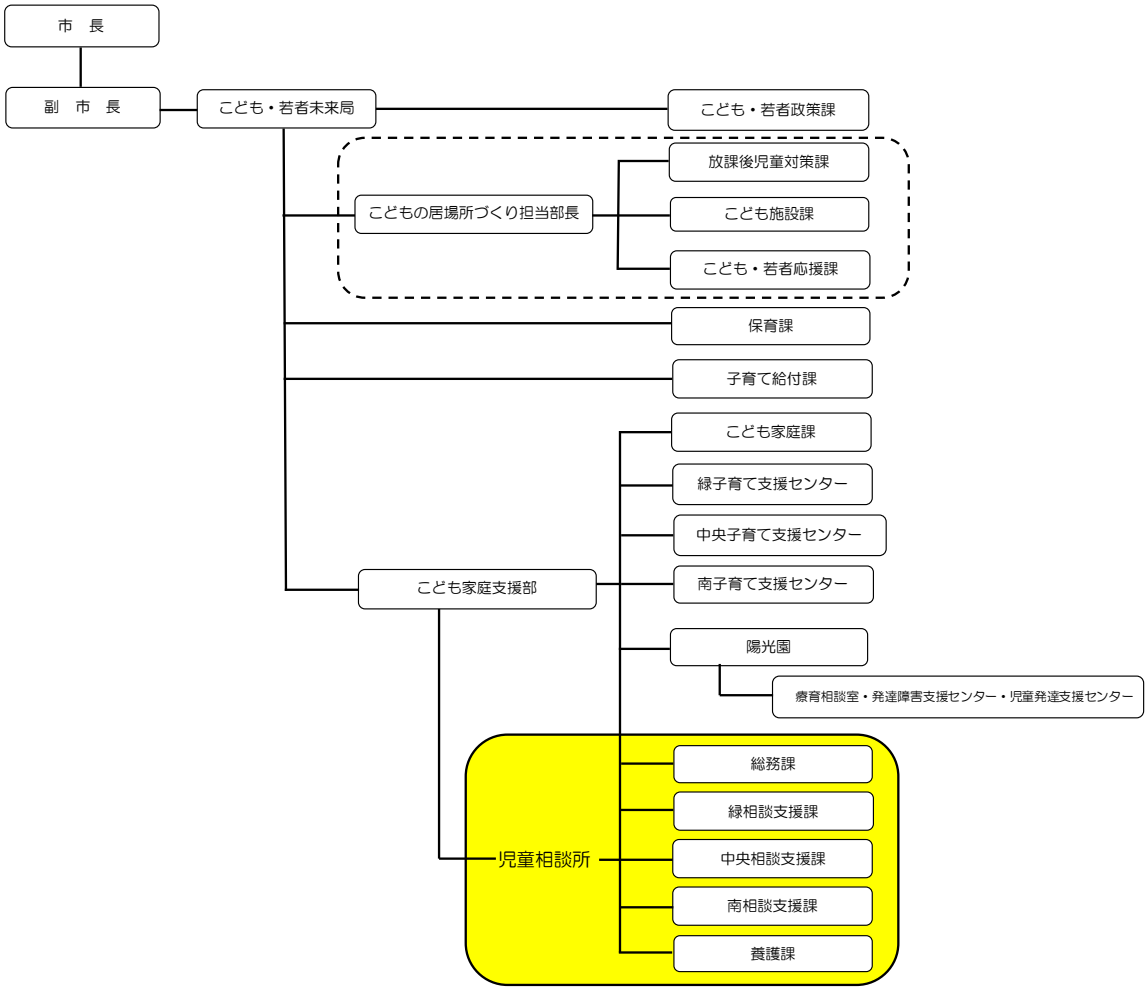

※点線内は担当部長が所管する課

※本市では、市民からの児童虐待の通告（相談）について、区（緑区・中央区・南区）ごとに設置されている子育て支援センターと児童相談所で受け付けている。

（2）人員　　（令和7年４月１日現在）

担当・人員・事務分掌			人数	備考 （職種：社会福祉職以外）
所長			1	
総務課長			1	（事務）
	虐待対策班（15） 〔事務分掌〕保健指導、司法審査、法的対応、虐待相談受付　等	総括主幹	1	
		主幹	1	（弁護士）
		副主幹	3	（保健師１）
		主任	5	（心理１）
		会計年度任用職員（弁護士）	1	
		会計年度任用職員（非常勤看護師）	2	
		会計年度任用職員（保健福祉相談員）	2	
	総務班（6） 〔事務分掌〕予算・決算　等	総括副主幹	1	（事務）
		主任	3	（事務）
		会計年度任用職員（事務補助員）	2	
	家庭移行推進班（8） 〔事務分掌〕里親支援、親子支援　等	総括副主幹	1	
		主査	2	
		主任	3	（心理１）
		主事	1	（心理）
		会計年度任用職員（里親対応専門員）	1	
緑相談支援課長			1	（事務）
	支援班（15） 〔事務分掌〕児童相談（養護・非行）等	総括主幹	1	
		副主幹	2	
		主査	2	（心理）
		主任	8	（事務１）
		会計年度任用職員（虐待対応相談員）	2	
	心理班（5） 〔事務分掌〕心理判定及び心理治療、療育手帳、特児診断等	総括副主幹	1	（心理）
		主任	1	（心理）
		主事	3	（心理）
中央相談支援課長			1	（事務）
		主幹(虐待・非行対策担当)	1	神奈川県警察から派遣
	相談班（10） 〔事務分掌〕児童相談（養護・非行の相談を除く。）、障害児施設利用及び措置　等	総括主幹	1	
		主査	1	
		主任	2	
		主事	1	
		会計年度任用職員（児童相談員）	5	
	支援第１班（12） 〔事務分掌〕児童相談（養護・非行）等	総括副主幹	1	
		副主幹	1	
		主査	3	
		主任	3	
		主事	2	
		会計年度任用職員（虐待対応相談員）	2	
	心理第１班（15） 〔事務分掌〕心理判定及び心理治療、療育手帳、特児診断等	総括副主幹	1	（心理）
		主査	4	（心理）
		主任	2	（心理）
		主事	2	（心理）
		会計年度任用職員（心理判定員）	2	
		非常勤特別職（医師）	4	※うち１名は養護課兼務

	支援第２班（11） 〔事務分掌〕児童相談（養護・非行）等	総括主幹	1	
		副主幹	1	（保育士）
		主査	1	
		主任	4	
		主事	3	
		会計年度任用職員（虐待対応相談員）	1	
	心理第２班（10） 〔事務分掌〕心理判定及び心理治療、療育手帳、特児診断等	総括主幹	1	（心理）
		副主幹	2	（心理）
		主査	1	（心理）
		主任	2	（心理）
		主事	2	（心理）
		会計年度任用職員（心理判定員）	2	
南相談支援課長			1	
	支援班（17） 〔事務分掌〕児童相談（養護・非行）等	総括副主幹	1	
		主査	1	
		主任	11	
		主事	2	
		会計年度任用職員（虐待対応相談員）	2	
	心理班（8） 〔事務分掌〕心理判定及び心理治療、療育手帳、特児診断等	総括副主幹	1	（心理）
		主査	1	（心理）
		主任	4	（心理）
		主事	2	（心理）
養護課（76） 〔事務分掌〕児童の一時保護		課長	1	（保育士）
		総括副主幹	1	
		副主幹	3	（心理２）
		主査	11	（保育士5、心理１、保健師１）
		主任	17	（保育士６、管理栄養士１）
		主事	7	（心理3）
		非常勤特別職（医師）	1	
		会計年度任用職員（学習指導員）	4	
		会計年度任用職員（児童指導員）	12	
		会計年度任用職員（技能補助員）	4	
		会計年度任用職員（児童指導補助員）	14	
		会計年度任用職員（看護師）	1	
合計			214	

５　児童相談所の業務

（１）児童相談所の設置目的

児童相談所は、市町村（区）と適切な役割分担による連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として、都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関である。

（２）児童相談所の機能

ア　市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（児童福祉法第 12 条第３項）

イ　相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能(児童福祉法第 12 条第３項)

ウ　一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（児童福祉法第 12 条第３項、第 12 条の４、第 33 条）

エ　措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設若しくは指定医療機関に入所若しくは委託させ、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する等の機能（児童福祉法第 26 条、第 27 条（第 32 条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。） の権限の委任））

オ　その他の機能

（ア）民法上の権限

親権者の親権喪失審判の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行う機能（児童福祉法第 33 条の７、第 33 条の８、第 33 条の９）

（イ）地域援助機能

地域（区）による児童家庭相談への対応について、地域相互間の連絡調整、地域に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（児童福祉法第 12 条第３項）

（ウ）ネットワーク化の推進機能

地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し、共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する機能

６　相談の形態と種類

（１）相談の形態

ア　来所

（ア）児童相談所へ直接来所

（イ）巡回相談、出張相談等の会場へ来所

（ウ）身柄を伴う通告・送致（迷子、家出した子ども、触法児童等警察や関係者等が子どもを連れて通告・送致してくるもの）

イ　電話

ウ　文書

（ア）通告書、送致書等

（イ）意見書、届出書、援助・調査依頼書等

（２）相談の種類

１　養護相談		父又は母等の保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子ども等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
２　保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	３　肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	４　視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	５　言語発達障害等相談	構音相談、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等、他の相談種別に分類される場合は除く）
	６　重症心身障害相談	重症心身障害児者に関する相談
	７　知的障害相談	知的障害児に関する相談
	８　発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	９　ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第２５条による通告のない子どもに関する相談
	１０　触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第２５条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談も該当）
育成相談	１１　性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きが無い、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	１２　不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等は除く）
	１３　適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	１４　育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
１５　その他の相談		１～１４のいずれにも該当しない相談

7　援助の体系

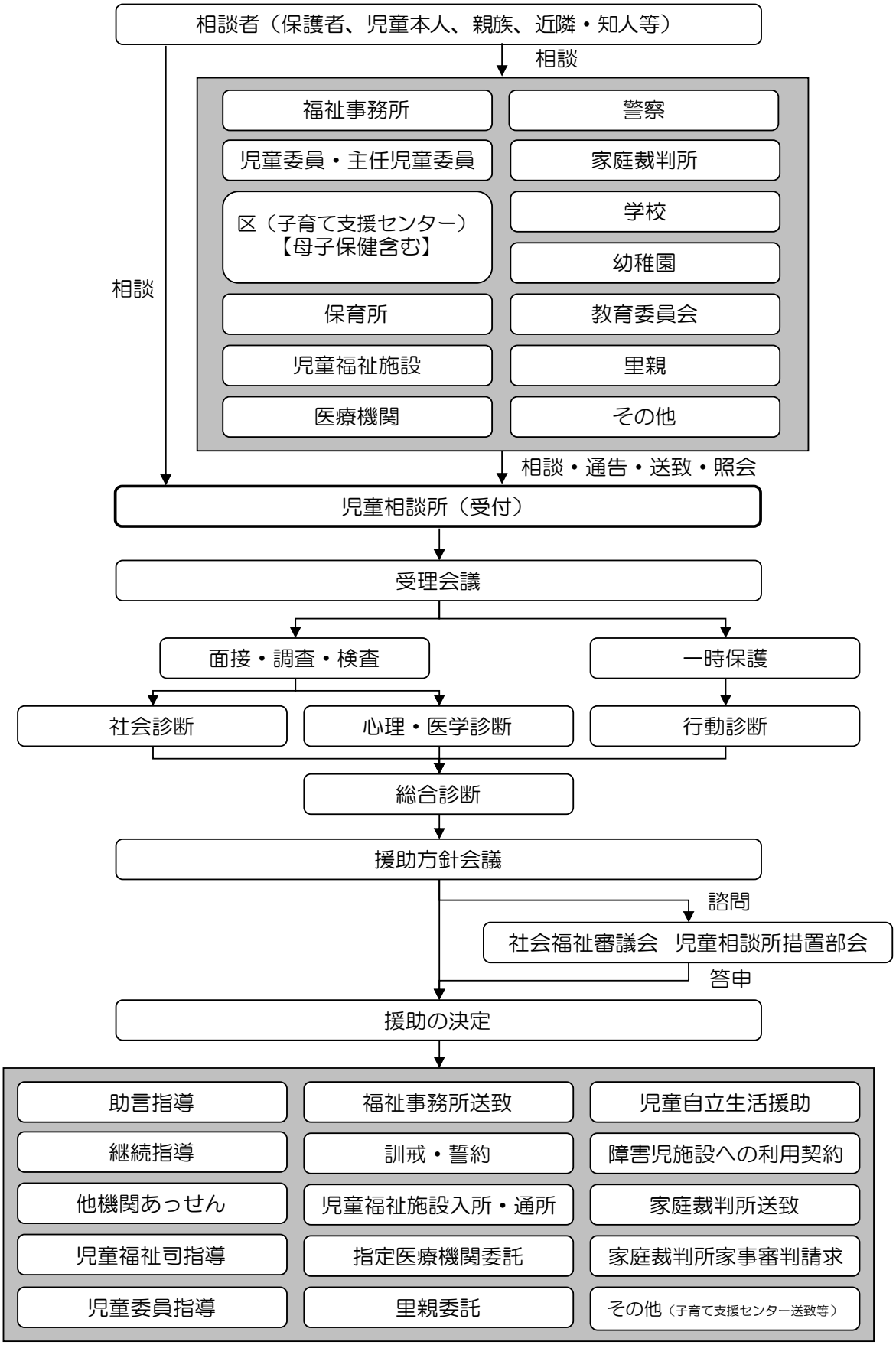
相談者（保護者、児童本人、親族、近隣・知人等）
相談
福祉事務所
警察
児童委員・主任児童委員
家庭裁判所
区（子育て支援センター）
【母子保健含む】
学校
幼稚園
相談
保育所
教育委員会
児童福祉施設
里親
医療機関
その他
相談・通告・送致・照会
児童相談所（受付）
受理会議
面接・調査・検査
一時保護
社会診断
心理・医学診断
行動診断
総合診断
援助方針会議
諮問
社会福祉審議会　児童相談所措置部会
答申
援助の決定
助言指導
福祉事務所送致
児童自立生活援助
継続指導
訓戒・誓約
障害児施設への利用契約
他機関あっせん
児童福祉施設入所・通所
家庭裁判所送致
児童福祉司指導
指定医療機関委託
家庭裁判所家事審判請求
児童委員指導
里親委託
その他（子育て支援センター送致等）

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	１ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導を行う。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること及び関連する制度の利用が適当と認められる事例について、子どもや保護者等の意向を確認の上、当該機関にあっせんする。
	措置による援助	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に指導を行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行う。
		福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司指導・社会福祉主事指導を含む）	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、福祉事務所が主として関わった方がよいと判断し、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適切な場合、助産、母子保護及び保育の実施が必要である場合、１５歳以上の子どもについて知的障害者援護施設等に入所させることが適当な場合に行う。
		訓戒・誓約	訓戒とは、注意を与えることであり、誓約とは注意を与えるだけでは足りない場合に、再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類として提出させる。
児童福祉施設入所（通所）措置			家庭での養育に欠ける子ども等に、子どもの最善の利益を図るため、あるいは、子どもの福祉を守るために子どもを家庭から引き離して、児童福祉施設等において援助を行う。また、家庭の養育を補完するために障害児施設等に通所させて援助する。
指定医療機関委託			
里親委託			家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。
児童自立生活援助			義務教育を終了し、里親、児童養護施設等を退所したが、社会的自立ができていない子ども又は児童相談所長が必要と判断した子どもを対象として就職先の開拓や仕事、日常生活上の相談等の援助を行う。
障害児施設への利用契約			保護者が障害児施設等の利用を望み、契約を結ぶことが可能であると判断した場合に、支給決定を行い、入所受給者証を交付する。
家庭裁判所送致			触法少年及びぐ犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行う。
家庭裁判所家事審判請求			保護者が子どもの養育及び発達について責任を果たさないために子どもの福祉が著しく阻害され、しかも保護者が児童相談所の援助に拒否的な場合に、子どもの安全を確保した上で家庭裁判所に対する家事審判の申立等を行う。

８　一時保護所の業務

（１）開設経過

児童相談所一時保護所は平成 26 年４月１日に開設した。それ以前の本市における一時保護は、地方自治法第 252 条の 14 第１項に基づく神奈川県への事務委託及び市内社会福祉法人への委託により実施していた。

（２）業務内容

一時保護所では、児童福祉法第 33 条に基づき、以下により、児童相談所長が必要と認めた子どもを一時保護している。

ア　緊急保護

（ア）虐待、放任等により子どもを保護者から引き離す必要がある場合

（イ）棄児、迷子、家出した子ども等で現に適当な保護者又は居所がない場合

（ウ）子どもが自己又は他人に危害を及ぼすおそれのある場合

（エ）その他、緊急に子どもを保護する必要があると児童相談所長が認める場合

イ　行動観察（行動診断）

適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護によって生活指導を行いながら、子どもの行動を観察する必要がある場合

ウ　短期入所指導

短期間の心理療法、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的条件又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当と判断される場合

（３）定員

幼　　児	５名
学童男子	１２名
学童女子	１２名

（４）入所対象年齢

概ね２歳以上 18 歳未満

※特に必要と認められる場合は、一時保護が行われた児童について、２０歳に到達するまでの間、引き続き一時保護が可能。

Ⅱ　相談の状況

1　受付状況

（1）相談受付状況

令和６年度に児童相談所が受付けた相談件数は 3,889 件であった。来所や家庭訪問等による面接相談件数は 3,652 件、電話による相談件数は 237 件であった。相談種類別では、虐待相談を含む、養護相談が 1,972 件、知的障害相談が 1,285 件であり、両相談を合わせると全体の 83.7%になる。男女別では、男子が 2,363 件、女子が 1,526 件であり、男子の件数が女子の件数の約 1.5 倍となった。

		養護	保健	障害						非行		育成				その他	合計
		養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
面接相談件数		1,938	0	2	0	0	30	1,279	246	15	24	46	1	54	1	16	3,652
電話相談件数		34	0	3	0	0	0	6	0	8	4	63	14	7	28	70	237
性別	男	1,028	0	2	0	0	16	904	195	15	20	64	9	40	21	49	2,363
	女	944	0	3	0	0	14	381	51	8	8	45	6	21	8	37	1,526
総　計		**1,972**	**0**	**5**	**0**	**0**	**30**	**1,285**	**246**	**23**	**28**	**109**	**15**	**61**	**29**	**86**	**3,889**
割合（%）		**50.8**	**0.0**	**0.1**	**0.0**	**0.0**	**0.8**	**33.0**	**6.3**	**0.6**	**0.7**	**2.8**	**0.4**	**1.6**	**0.7**	**2.2**	**100.0**

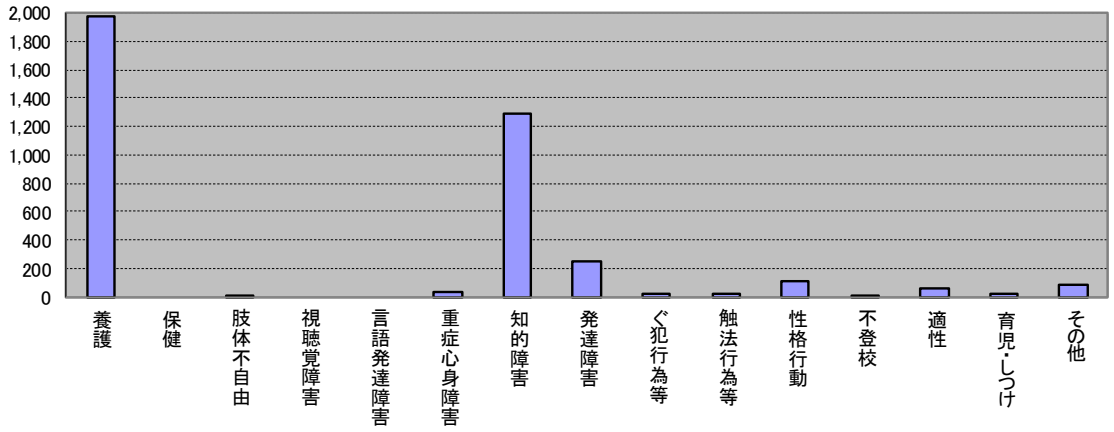

（２）面接相談受付状況

ア　年齢別受付状況

面接相談受付件数を年齢別に分類すると、３歳と５歳の相談件数が他の年齢に比べ多くなっている。

種別 / 年齢別	養護	保健	障害						非行		育成				その他	合計		比率（％）
	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ				
0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	**126**	**664**	19.6
1	104	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	**106**		
2	120	0	0	0	0	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	**134**		
3	119	0	0	0	0	0	173	4	0	0	0	0	2	0	0	**298**		
4	104	0	0	0	0	2	96	13	0	0	0	0	3	0	0	**218**	**739**	21.2
5	117	0	0	0	0	1	120	35	0	0	1	0	3	0	0	**277**		
6	119	0	1	0	0	2	84	31	0	0	3	0	4	0	0	**244**		
7	117	0	0	0	0	3	96	41	0	0	5	0	7	0	0	**269**	**1,217**	35.6
8	121	0	0	0	0	1	59	16	0	0	9	0	6	0	0	**212**		
9	103	0	0	0	0	2	57	21	0	0	2	0	9	0	1	**195**		
10	125	0	0	0	0	0	44	17	1	1	2	1	5	0	0	**196**		
11	93	0	0	0	0	4	75	11	1	1	5	0	3	0	0	**193**		
12	104	0	0	0	0	3	29	7	1	1	5	0	2	0	0	**152**		
13	111	0	0	0	0	2	96	17	0	14	5	0	5	0	0	**250**	**629**	14.0
14	87	0	0	0	0	0	114	13	2	5	4	0	3	0	0	**228**		
15	103	0	1	0	0	0	36	5	3	0	1	0	1	0	1	**151**		
16	93	0	0	0	0	2	54	5	3	1	3	0	0	0	0	**161**	**351**	8.0
17	67	0	0	0	0	4	96	9	3	1	1	0	1	0	8	**190**		
18以上	7	0	0	0	0	1	37	1	1	0	0	0	0	0	5		**52**	1.6
合　計	**1,938**	**0**	**2**	**0**	**0**	**30**	**1,279**	**246**	**15**	**24**	**46**	**1**	**54**	**1**	**16**		**3,652**	
比率（%）	55.6	0.0	0.1	0.0	0.0	0.8	32.9	6.7	0.4	0.7	0.9	0.0	1.5	0.0	0.4			100.0

イ　経路別受付状況

面接相談受付件数を経路別に分類すると、最も多いのは都道府県の福祉事務所からの相談（1,129 件、31.0%）、次に多いのは警察等からの相談（938 件、25.7%）、家族・親戚からの相談（900 件、24.7%）、となっている。

経路	都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関		
件数	138	1,129	1	62	20	0	0	1	11	7	0	0	2
割合（%）	3.8	31.0	0.0	1.7	0.6	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0

経路	警察等	家庭裁判所	保健所医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
件数	938	1	1	19	16	118	0	0	0	900	168	71	49	3,652
割合（%）	25.7	0.0	0.0	0.5	0.4	3.2	0.0	0.0	0.0	24.7	4.6	2.0	1.3	100.0

経路受付状況（合計3,652件）

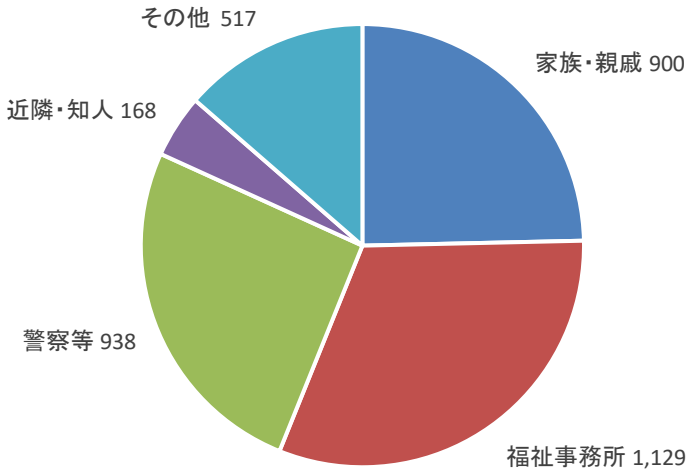

（３）電話相談受付状況

ア　年齢別受付状況

電話相談受付件数を年齢別に分類すると、小学生（７～１２歳）の相談が最も多く、全体の35.8%となっている。特に、性格行動に関する相談が多くなっている。

種別	養護	保健	障害						非行		育成				その他	合計		比率（%）
年齢別	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ				
0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	1	6	20	**36**	**47**	18.8
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**1**		
2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	**4**		
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	**6**		
4	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	2	2	**11**	**28**	10.7
5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	**9**		
6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	2	**8**		
7	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	9	0	1	2	2	**19**	**80**	35.8
8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	**4**		
9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	5	3	**17**		
10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	2	**9**		
11	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	1	0	**13**		
12	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	2	1	3	4	**18**		
13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3	0	1	2	**19**	**40**	16.9
14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	2	6	**13**		
15	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	3	**8**		
16	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	1	**10**	**26**	11.0
17	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	3	2	0	0	1	**16**		
18以上	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13	**16**		6.8
合　計	**34**	**0**	**3**	**0**	**0**	**0**	**6**	**0**	**8**	**4**	**63**	**14**	**7**	**28**	**70**	**237**		
比率（%）	14.4	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	3.4	1.7	26.6	6.1	3.0	11.8	29.2			100.0

イ　経路別受付状況

電話相談受付件数を経路別に分類すると、家族・親戚からの相談が最も多く、全体の約81.1%を占めている。

経路	都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関		
件数	0	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
割合（%）	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

経路	警察等	家庭裁判所	保健所 医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
件数	3	0	0	0	1	2	0	0	0	188	22	5	9	237
割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	81.1	9.3	2.1	3.8	100.0

ウ　相談件数の推移

	面接相談	電話相談	相談件数
H27年度	2,305	228	2,533
H28年度	2,414	178	2,592
H29年度	2,721	235	2,956
H30年度	2,949	224	3,173
R1年度	2,151	150	2,301
R2年度	3,694	174	3,868
R3年度	3,245	214	3,459
R4年度	3,399	244	3,643
R5年度	3,340	249	3,589
R6年度	3,652	237	3,889

（4）虐待相談状況

ア　虐待通告受理延件数

虐待通告受理延件数は 3,007 件となっている。虐待通告受理延件数は、同一の子どもにかかる2回目以降の通告を含め計上することとしており、虐待相談受付件数とは異なってくる。

イ　虐待内容別相談受付状況

児童虐待に関する相談の受付件数は、1,799 件であり、虐待種別としては、心理的虐待が最も多く、次いでネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待、性的虐待となっている。また、心理的虐待のうち、子どもの面前におけるＤＶ（家族間暴力）による心理的虐待が430 件となっている。

身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計	再掲		
					心理的虐待	ネグレクト	
					ＤＶ	棄児	置き去り児童
343	393	1,047	16	1,799	430	0	0

ウ　年齢別虐待相談状況

児童虐待に関する相談件数を学齢別に分類すると、小学生が最も多くなっている。

乳児	学齢前							小学生	中学生	高校生	その他	計
０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳※	小計					
113	99	111	115	97	113	57	592	625	274	189	6	1,799

※6 歳児の小学生は含まない。

エ　虐待者別相談状況

児童虐待に関する相談件数を虐待者別に分類すると、実母が最も多くなっている。

実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
684	84	1,001	7	23	1,799

オ　経路別虐待相談状況

児童虐待に関する相談件数を経路別に分類すると、警察等からの相談が８９０件（49.6%）と最も多い。次いで、家族からの相談が２５３件（14.1%）、近隣の方が子どもの泣き声や親の怒鳴り声を心配する相談から虐待を把握するケースが１７１件（9.5%）となっている。家族からの相談では、被虐待者の母親からの相談が最も多くなっている。

	家族							親戚	近隣・知人	子ども本人	福祉事務所		町村役場	児童委員	認定こども園
	虐待者本人			被虐待者			小計								
	父親	母親	その他	父親	母親	その他					市	県			
計	9	86	1	28	103	26	253	18	171	60	8	107	0	0	2
割合（%）	0.5	4.8	0.1	1.6	5.7	1.4	14.1	1.0	9.5	3.3	0.4	5.9	0.0	0.0	0.1

	保健機関		医療機関	警察等	児童福祉施設等		教育機関等			他児相	DV関係機関	その他			計
	市町村	県			保育所	その他	幼稚園	学校	その他※1			子育て支援C等	民間団体	その他※2	
計	0	1	16	890	11	4	16	108	0	97	0	13	15	9	1,799
割合（%）	0.0	0.1	0.9	49.6	0.6	0.2	0.9	6.0	0.0	5.4	0.0	0.7	0.8	0.5	100.0

（※1）教育委員会・青少年相談センター等

（※2）左記のいずれにも該当しない者・機関等。児童相談所による主体的認定は実際の相談経路で計上し、ここには含まない。

カ　家族構成別虐待相談状況

児童虐待に関する相談件数を家族構成別に分類すると、実父母世帯が 1,122 件と最も多く、次いで母子世帯が多くなっている。

実父母	父子	母子	実父継母	継父実母	その他	計
1,122	52	305	11	139	170	1,799

キ　虐待相談受付件数の推移

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	受付件数
27年度	222	306	438	4	970
28年度	210	299	520	7	1,036
29年度	213	356	532	7	1,108
30年度	262	369	753	14	1,398
R1年度	284	390	822	6	1,502
R2年度	292	388	903	13	1,596
R3年度	285	494	1107	10	1,896
R4年度	293	418	1051	23	1,785
R5年度	290	435	937	14	1,676
R6年度	343	393	1047	16	1,799

ク　児童福祉法対応状況

児童福祉法対応状況は次のとおりである。

（ア）　司法機関との連携等に関するもの

児福法28条1項（措置の家裁承認）		児福法28条2項（措置の更新承認）		防止法８条の２	児福法２９条 防止法９条１項 立入調査		防止法９条の２１項	防止法９条の３１項 臨検・捜索等	
申立件数	承認件数	申立件数	承認件数	出頭要求	指示書発行のみ	調査実施（※１）	再出頭要求	許可状申請	実施
1	4	0	1	0	0	0	0	0	0

防止法１０条に基づく警察への援助依頼						その他の警察への援助依頼（※4，※5）	
立入調査		臨検・捜索等		その他（※3）（安全確認・一時保護）			
依頼のみ	実働（※2）	依頼のみ	実働（※2）	依頼のみ	実働	依頼のみ	実働
0	0	0	0	0	0	0	0

児福法：児童福祉法の略

防止法：児童虐待の防止等に関する法律の略

（※1）指示書を発行し、実際に子どもの安全を確認し目的を達成した場合。家庭訪問しても目的を達成できなかった場合は計上しない。

（※2）目的の達成不達成は関係なく、警察署員が実際に出動し何らかの動きを取った場合はすべて計上する。

（※3）立入調査をせず、子どもの安全確認又は一時保護をする際に援助要請を行った場合。

（※4）直接、警察へ依頼した児童相談所が計上。必ずしもケースを担当する児童相談所が計上する訳ではない。

（※5）防止法１０条が適用されるもの；

①子どもの安全確認

②子どもの一時保護

③立入調査

④臨検・捜索

防止法１０条が適用されないもの；

（例）・強引な子ども引き取り要求への対応

・保護者面接の同席

・その他、上記①～③以外で警察の援助が必要と判断される場合

※ただし本統計では虐待事例に限定

（イ）一時保護・措置等に関するもの

児福法３３条一時保護（※1,※2）					児福法２７条１項３号措置委託（※1）			
乳児院	一時保護所	児童養護施設	里　親	その他	乳児院	児童養護施設	里　親	その他
21	156	23	30	39	4	27	7	10

児福法：児童福祉法の略

（※1）児福法３３条一時保護・児福法２７条１項３号措置委託については、当該年度虐待相談受理ケースのみを対象とする。

（※2）同一児童について、複数回の一時保護があった場合、当該年度内分はその都度計上する。

職権による一時保護（※3）					
乳児院	一時保護所	児童養護施設	里　親	医療機関	その他
2	30	1	2	0	2

（※3）係属中の全ての虐待ケースで、保護者からの引き取り要求等に応じない目的で、
①保護者の意向を確認せず、または意向に反し、在宅から一時保護を行った場合
②保護者の同意による一時保護中に、保護者の意向に反し一時保護を継続した場合
③保護者の同意による措置中に、措置解除し一時保護を行った場合

防止法11条3項	防止法11条4項（※4）		防止法11条5項	防止法１２条 面会・通信の制限（※5）								防止法１２条の４1項（※6）
				1項						3項		
保護者指導勧告	一時保護	施設措置等	親権喪失	全部制限		1号 面会のみ制限		2号 通信のみ制限		住所情報のみ制限		接近禁止命令
				施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

防止法：児童虐待の防止等に関する法律の略

（※4）防止法 11 条４項の規定に基づき一時保護、施設措置等を行った件数を計上する。

（※5）同一児童の保護者に対し、制限と解除を繰り返した場合、制限をかける都度計上する。

（※6）命令に係る期間（6ヶ月）を更新する場合には、再度計上する他、解除後に再度命令を発する場合には随時計上する。

（5）障害相談（療育手帳判定実施状況等）

ア　療育手帳判定実施状況

<table>
<tr><td rowspan="2">区　　分</td><td colspan="2">A1</td><td colspan="2">A2</td><td colspan="2">B1</td><td colspan="2">B2</td><td colspan="2">非該当</td><td rowspan="2">その他</td><td rowspan="2">合計</td></tr>
<tr><td>男</td><td>女</td><td>男</td><td>女</td><td>男</td><td>女</td><td>男</td><td>女</td><td>男</td><td>女</td></tr>
<tr><td rowspan="2">合　　計</td><td>71</td><td>35</td><td>94</td><td>39</td><td>135</td><td>63</td><td>640</td><td>229</td><td>61</td><td>11</td><td>0</td><td rowspan="2">1,378</td></tr>
<tr><td colspan="2">106</td><td colspan="2">133</td><td colspan="2">198</td><td colspan="2">869</td><td colspan="2">72</td><td>0</td></tr>
<tr><td>比率（%）</td><td colspan="2">7.6</td><td colspan="2">9.7</td><td colspan="2">14.4</td><td colspan="2">63.1</td><td colspan="2">5.2</td><td>0.0</td><td>100.0</td></tr>
</table>

イ　特別児童扶養手当診断実施状況

区　分	合　計
診断件数	57

２　対応状況

（１）処理状況

ア　全般

（ア）面接相談種別処理状況

相談処理件数 3,368 件の状況は次のとおりである。

相談別 / 種別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	児童指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設への利用契約	その他	合計	比率（%）
	助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	通所							
養　護	395	1,189	24	53	0	0	0	6	0	42	0	0	8	0	0	2	1,719	51.1
保　健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
肢体不自由	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	0.1
視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
言語発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
重症心身障害	21	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	26	0.8
知的障害	969	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10	265	1,251	37.1
発達障害	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	230	6.8
ぐ犯行為等	1	11	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0.4
触法行為等	0	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0.6
性格行動	7	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	1.3
不　登　校	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0
適　性	44	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	1.3
育児・しつけ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.1
そ　の　他	1	5	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0.4
合　計	1,654	1,272	25	55	0	0	0	15	0	42	0	0	8	0	14	283	3,368	
比率（%）	49.1	37.8	0.7	1.6	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	1.3	0.0	0.0	0.2	0.0	0.4	8.4		100.0

（イ）養護相談処理状況

理由 / 区分	家出	死亡	離婚	傷病入院	家庭環境		その他	合計	比率（%）
					虐待	その他			
児童福祉施設入所	0	1	0	0	41	0	0	42	2.4
里親委託	0	1	0	0	7	0	0	8	0.5
面接指導	1	0	0	7	1,589	9	2	1,608	93.6
市町村送致	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
そ の 他	0	0	0	0	60	1	0	61	3.5
合　計	1	2	0	7	1,697	10	2	1,719	
比率（%）	0.1	0.1	0.0	0.4	98.7	0.6	0.1		100.0

イ　一時保護

（ア）一時保護状況

一時保護所利用状況等は次のとおりである。

区　　分	一時保護所利用児童数	委託保護児童数					合計
		警察	施設	里親	その他	小計	
合　　計	279	0	115	67	45	227	506

※年度内に一時保護を開始した件数を計上

（イ）相談内容別一時保護状況

養　　護 （下段は虐待内数）	人数	549
		523
	日数	19,897
		19,116
	平均	36.2
		36.6
非　　行	人数	11
	日数	203
	平均	18.5
育　　成	人数	1
	日数	5
	平均	5.0
障　　害	人数	0
	日数	0
	平均	0.0
合　　計	人数	561
	日数	20,105
	平均	35.8

※人数は実人数、日数は延日数

※年度内に一時保護を開始した件数を計上（前年度に一時保護した件数を含む）

（ウ）年齢別（男女別）一時保護状況

年齢 / 性別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計	比率(%)
男 子	11	19	15	7	11	15	22	17	22	16	23	13	10	18	22	14	16	7	278	49.6
女 子	18	9	17	7	12	12	19	13	9	10	16	22	15	21	26	27	21	9	283	50.4
合 計	29	28	32	14	23	27	41	30	31	26	39	35	25	39	48	41	37	16	561	100.0

※年度内に一時保護した件数を計上（前年度に一時保護した件数を含む）

（エ）一時保護退所状況

種別 / 区分	養護	非行	育成	障害	合計	比率（%）
施設入所	47 46	0	0	0	47 46	8.6
里親委託	12 12	0	0	0	12 12	2.2
家庭引取	223 209	6	1	0	230 209	42.1
施設復帰	26 26	0	0	0	26 26	4.8
他児相移管	5 3	0	0	0	5 3	0.9
その他	186 177	3	0	0	189 177	34.6
次年度繰越	36 36	1	0	0	37 36	6.8
合 計	535 509	10	1	0	546 509	100.0
比率（%）	98.0	1.8	0.2	0.0	100.0	

※養護欄及び合計欄の下段は、内数で虐待の人数
※年度内に一時保護した件数を計上（前年度に一時保護した件数を含む）

（オ）一時保護状況の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
件数	285	328	316	317	370	474	396	436	560	506

ウ　措置

（ア）施設別入所状況

区分 施　設	措置	契約	合計
児童養護施設	112	0	112
乳児院	10	0	10
里親・ファミリーホーム	49	0	49
児童自立支援施設	6	0	6
児童心理治療施設	2	0	2
障害児入所施設 (知的障害児)	26	6	32
医療型障害児入所施設 (肢体不自由児)	1	1	2
障害児入所施設 (肢体不自由児)	6	0	6
指定医療機関 (肢体不自由児)	0	1	1
指定医療機関 (重症心身障害児)	2	0	2
障害児入所施設 (盲児)	0	0	0
医療型障害児入所施設 (重症心身障害児)	0	1	1
障害児入所施設 (ろうあ児)	0	0	0
合計	214	9	223
総計	223		

※令和７年３月31 日時点

（イ）施設別入・退所状況

区分 施設	入所		退所	
	件数	比率	件数	比率
児童養護施設	28	56.0	23	44.2
乳児院	4	8.0	7	13.5
里親・ファミリーホーム	8	16.0	11	21.2
児童自立支援施設	5	10.0	2	3.8
児童心理治療施設	1	2.0	0	0.0
障害児入所施設 (知的障害児)	3	6.0	9	17.3
医療型障害児入所施設 (肢体不自由児)	0	0.0	0	0.0
障害児入所施設 (肢体不自由児)	0	0.0	0	0.0
指定医療機関 (肢体不自由児)	0	0.0	0	0.0
指定医療機関 (重症心身障害児)	1	2.0	0	0.0
障害児入所施設 (盲児)	0	0.0	0	0.0
医療型障害児入所施設 (重症心身障害児)	0	0.0	0	0.0
障害児入所施設 (ろうあ児)	0	0.0	0	0.0
合計	50	100.0	52	100.0

エ　里親

（ア）里親登録・委託状況

区分		登録・委託状況	計
養育里親	里親の状況	登録里親	98
		委託数	33
		未委託数	65
	委託児童の状況	市児相委託数	44
		市外児相委託数	0
		委託数　計	44
専門里親	里親の状況	登録里親	1
		委託数	1
		未委託数	0
	委託児童の状況	市児相委託数	2
		市外児相委託数	0
		委託数　計	2
親族里親	里親の状況	登録里親	1
		委託数	1
		未委託数	0
	委託児童の状況	市児相委託数	2
		市外児相委託数	0
		委託数　計	2
縁組里親	里親の状況	登録里親	43
	委託児童の状況	市児相委託数	0
		市外児相委託数	0
		委託数　計	0
里親実数			112

※令和7年３月31 日時点
※専門里親、養子縁組里親の登録里親数は養育里親にも含まれる。

（イ）緊急短期里親委託状況

令和６年度は１７人の里親に延べ６８人の子どもを委託した。

要因	児童数	日数
養育者病気	8	279
出産	0	0
養護支援	0	0
養育困難	48	662
養育者不在	3	19
その他	9	566
合計	68	1,526

（ウ）短期里親実施状況

短期里親事業については、相模原市短期里親事業実施要綱により実施している。この事業は、児童福祉施設に入所している子どもを里親に預け、家庭的な雰囲気を体験させることにより、子どもの福祉を増進することを目的としている。

令和６年度は延べ１４８組の里親に延べ２２１人の子どもを３４１日依頼した。

項目	合計
児童延人数	221
里親延人数	148
延日数	341

月別内訳

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
児童延人数	18	20	16	16	21	17	19	17	21	15	20	21	221
里親延人数	13	13	10	10	13	12	12	10	14	11	15	15	148
延日数	32	27	21	21	50	22	29	21	39	19	26	34	341

（エ）週末家庭実施状況月別内訳

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
子	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	8
週末里親	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	8
延日数	2	0	1	2	2	0	1	0	2	1	0	2	13

相模原市週末家庭事業実施要綱により実施

その他、児童相談所では里親家庭に対して、担当職員の定期巡回訪問により支援しており、令和６年度には１３５回実施し、対応の助言及び里子の様子や養育状況を把握した。

（2）調査・診断・指導状況

ア　調査・診断

児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診断・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児　　童	2,234	55	0	0	1,047	161	23	7	1,190	88	25	4,464	7,776	192
（再掲）児童虐待	1,562	1	0	0	24	2	9	2	126	79	23	3,844	7,299	192
（再掲）非行	37	0	0	0	3	0	3	0	25	7	0	194	94	0
保　護　者	8,664	55	0	0	0	0	0	0	1,589	629	45	331	23,934	764
（再掲）児童虐待	6,377	1	0	0	0	0	0	0	14	620	44	268	22,317	758
（再掲）非行	127	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	36	307	1
そ　の　他	6,959	3	0	0	0	0	0	0	106	832	25	462	23,625	740
（再掲）児童虐待	6,218	3	0	0	0	0	0	0	5	809	24	422	22,345	732
（再掲）非行	63	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	8	174	0
計	17,857	113	0	0	1,047	161	23	7	2,885	1,549	95	5,257	55,335	1,696
（再掲）児童虐待	14,157	5	0	0	24	2	9	2	145	1,508	91	4,534	51,961	1,682
（再掲）非行	227	0	0	0	3	0	3	0	25	34	0	238	575	1

イ　指導

継続指導・児童福祉司指導終結状況

種別＼回数	4～6回	7～9回	10～14回	15～19回	20～29回	30～39回	40～49回	50～59回	60～69回	70～79回	80～89回	90～99回	100回以上	合計
養　護	100 (2)	80	104 (4)	42 (1)	84 (9)	60 (6)	42 (1)	23 (1)	28 (5)	16 (2)	6 (0)	5 (0)	84 (8)	674 (39)
保　健	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
肢体不自由	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
視聴覚障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
言語発達障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
重症心身障害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
知的障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
発達障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ぐ犯行為等	3 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (1)
触法行為等	1 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)
性格行動	2 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	5 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	20 (0)
不　登　校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
適　性	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
育児・しつけ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
そ　の　他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
計	107 (2)	81 (0)	113 (5)	46 (1)	91 (9)	66 (6)	44 (1)	23 (1)	29 (5)	17 (2)	10 (0)	5 (0)	86 (8)	718 (40)

※（　　）は児童福祉司指導で内数を表す。

※年度中に解除した件数を計上

ウ　措置中の指導

措置停止・措置後指導状況

内　容 区　分	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	32	18,398
指定医療機関等	0	0
里　親	1	3,361
合　計	33	21,759

Ⅲ　主な事業の実施状況

1　専門支援機能

（1）カウンセリング強化・家族療法事業

児童相談所が受理した相談のうち、医学的な診断及び医学的な見地からの助言、指導が必要となるケースで、児童相談所長が適当と認めたものとする。

実施者	項目	件数
医療機関（随時）	ケース数	7
	実施回数	38

（2）スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

児童相談所が受理した相談のうち、児童相談所が支援を行う上で高度な専門性が必要なもので、児童相談所長が適当と認めたものとする。

対象職員	件数
児童福祉司	8
一時保護所職員	12
児童心理司	5

（3）法的対応機能強化事業

児童相談所が受理した相談のうち、法的な見地から助言、指導等が必要なもので、児童相談所長が適当と認めたものとする。

実 施 者	対応回数
児童相談所弁護士	年50回

対応内容	件数
法的相談	111
援助方針会議助言	50
保護者等指導	0
警察との調整・手続き等	0
司法との調整・手続き等	0
その他	3
合　計	164

※相談内容としては、親権、児童福祉法第28条、未成年後見、犯罪被害、国籍等に関すること。

（4）医療的機能強化事業

児童相談所が受理した相談のうち、医学的な診断及び医学的な見地から助言、指導が必要なもので、児童相談所長が適当と認めたものとする。

実施者	項目	件数
児童精神科医師（年24回）	ケース相談	23
	診察	25
児童精神科医師（年3回）	ケース相談	1
	診察	2
児童精神科医師（年12回）	ケース相談	6
	診察	17
児童精神科医師（年６回）	ケース相談	1
	診察	6

・施設支援のための医療的機能強化事業

実施者	回数
児童精神科医師（年10回）	10
児童精神科医師（年４回）	4
児童精神科医師（年４回）	4

（5）ファミリーグループカンファレンス事業

虐待を受けたあるいはそのおそれのある子どもの保護者及び子どもの行動に課題を感じている保護者を対象に、保護者が自らの問題に向き合い、主体的に解決することを目指し、保護者のグループによるディスカッション及び研修を行う。

具体的には、小学生の子どもを持つ保護者を対象に、児童精神科医による講義と児童心理司をファシリテーターとしたグループディスカッションを設定する。

実施者	項目	件数
児童精神科医師（年５回）	参加者数	4
	参加者延数	9

（６）親子関係再構築・家族再統合支援

児童虐待の防止等に関する法律第４条では、地方自治体の責務として、子どもの保護とともに、「親子の再統合の促進の配慮」や「良好な家庭環境で生活するために必要な配慮」が明記され、児童相談所が積極的に「再統合」や「再構築」を行うことが求められている。

虐待を行った保護者への支援は、子どもの最善の利益を保障するために実施するものである。保護者が虐待の事実を真摯に向き合い、再び子どもと一緒に生活できるようになるのであれば、子どもの福祉にとっても望ましいことである。

本市では、親子支援担当職員（児童心理師、児童福祉司）を専任で配置し、担当児童福祉司と共に親子の再構築・再統合に取り組んでいる。

支援の内容としては、家族再統合に向けて専門的技法を用いた親子関係性の評価（WMCＩやCrowell）の実施、段階的な交流を視覚的にわかりやすく表にした再統合に向けての支援プランの作成と提示、個々の課題に合わせたプログラムの検討などが挙げられる。

また、ケースカンファレンスの実施による情報整理や支援プランの作成等を通して、円滑な親子再統合に向け、担当児童福祉司や担当児童心理司とともに日々協働している。

なお、年１回、すべての措置児童について家族再統合・再構築の見通しの検討や親子支援担当職員が関与できる可能性を確認する措置児童ヒアリングを実施し、さらに、措置解除時には厚生労働省によるガイドラインに基づいたアセスメントを実施し、慎重に再統合を判断している。

実施者	項目	件数
親子支援担当職員	支援ケース	79
	施設ヒアリング	162

家族支援のためのプラン（標準）

調査

↓

評価

↓

・本プログラムはお子さんが児童養護施設等から在宅に移行する際の標準的評価項目、プログラムを示しています。
・面会期・外出期・外泊期への移行（プログラムの進展）については、各期ごとに評価を行い、児童相談所の援助方針会議で決定します。
・個別のプログラムはお子さんの心理状況、家族の状態により全て異なります。
・この間のお子さんとの交流については、プログラムの進捗状況や子どもの体調等により決めます。

お子さんと家族の交流を進めることが適切である

お子さんが家族のもとで安全に安心して生活するために

各期を通じての評価の基準　例　　※お子さんの年齢等によって該当しない項目もあります。

1．お子さんについて
（1）ご両親と安心して交流することができていますか。
（2）対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応していますか。
（3）今回の施設利用について、お子さんはどのような理解をしていますか。

2．ご両親について
（1）親子関係についてどのように考えていますか。
（2）お子さんの気持ちをくみとり配慮することができますか。
（3）お子さんに対してストレス場面で適切に対処できますか。
（4）精神的に安定されていますか。
（5）施設や児童相談所に対し必要な連絡・報告を行っていますか。

3．ご家族について
（1）生活基盤は安定していますか。
（2）児童相談所とは話し合いの関係は築けますか。
（3）家族に対して地域や、親族、その他社会の支援機能はありますか

4．お子さんとの関係について
（1）親子がお互い安心して自然に過ごすことができますか。

面会期の目標プログラム

↕

外出期の目標プログラム

↕

外泊期の目標プログラム

↓

在宅支援・指導

↔ **ご家族・児童相談所・施設等による話し合い** ↔ **児童相談所による評価** ↔ **児童相談所「援助方針会議」** ↔ **社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会**

※社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会
　医師、弁護士、学識経験者などで構成され、多角的視点から意見を述べるほか、児童相談所の援助方法や相談体制についても意見を述べます。

（7）保健師支援

保健師は、地区をもたず、児童福祉司や児童心理司等と協働のもと、保健・医療に関する専門的視点から関与し、支援チームの一員として活動している。また、地域の母子保健や医療機関等との連携や調整を行っている。

ア　性教育・健康教育

種別	件数
個別支援　※１	24
施設等支援　※２	8

（※１）対象児童の課題に対し、担当福祉司や心理司、施設職員等と内容を検討し個別に実施するもの。内容はプライベートゾーン、人との距離、二次性徴、妊娠、避妊、性感染症ほか。

（※２）管内の児童福祉施設等から依頼を受け、後方支援として行う職員研修や、入所児童への集団教育等。

イ　家庭訪問

乳幼児のいる家庭や家族再統合を見込んだ家庭、里親委託家庭等を児童福祉司や関係機関と共に訪問し、乳幼児の発育発達状況や養育状況のアセスメント、家庭内の事故予防に関する助言などを行っている。

種別	件数
同行訪問	49

ウ　セカンドオピニオンの調整

重篤な頭部外傷や骨折、複数のあざ等で受傷機転が不明確な事案が発生した場合、法医学や放射線科医師からの助言を得て、迅速かつ適切な支援ができるように実施するもの。

種別	件数
セカンドオピニオン	4

エ　関係機関との会議

管内医療機関の医療ソーシャルワーカー、子育て支援センターと児童虐待に関する情報交換換や意見交換、個別ケースの事例検討等を通じて連携を強化し、支援の充実を図ることを目的とした業務連絡会を年１回開催している。

（8）里親委託家庭の訪問支援

乳幼児（０歳～６歳）のいる里親家庭を児童福祉司と共に訪問して、乳幼児の発育発達状況のアセスメントや健康管理、救急救命に関する情報提供、家庭内の危険箇所に関する助言などを実施して、里親が委託児童に対して安全な養育ができるよう支援している。

思春期にさしかかった児童（１０歳～１４歳）のいる里親家庭を児童福祉司と共に訪問して、思春期に関する里親の困り感を聞いたり、性教育の方法などに関するアドバイスを行って、里親が安心して養育できるよう支援している。

（9）セカンドオピニオンなどの調整

重篤な身体的虐待で、セカンドオピニオンが必要な場合、ケースの情報収集、医療機関や医師への依頼や日程調整、必要に応じて児童福祉司に同行して医師の意見聴取を行っている。

2　広報、研修・研究機能

（1）広報

市ホームページ（https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp）や当所のリーフレットにより、当所の相談窓口を広く周知している。

（2）所内研修

日時	研修内容	講師
令和６年　8月6日	心理班職場専門研修	医師
10月1日	児童相談所における方針決定の過程	市職員
10月22日	非行対応	市職員
10月25日	性被害初期調査研修	民間専門研究者
10月25日	行政権限の行使と司法手続き	弁護士（市会計年度任用職員）
10月28日	応急救護	市職員
１１月１日、８日	社会的養護における自立支援	大学准教授
11月5日	子どもの面接・家族面接に関する技術	大学教授
11月12日	子ども虐待対応②	市職員
11月25日	ホールディング研修	大学准教授
12月19日	VRを用いた一時保護児童との面接のロールプレイング	大学准教授
令和７年　1月17日	関係機関との連携・協働と在宅支援	民間施設職員
2月7日	生活支援研修	民間施設職員
2月14日	子ども虐待対応①	民間専門研究者
2月21日	親子支援研修②	大学教授
2月28日	ホールディング研修	大学准教授
3月7日	子どもの家庭支援のためのケースマネジメント	民間専門研究者
3月10日	親子支援研修③	大学教授

（3）外部研修

日　時	日数	研修内容	派遣人数
6月26日、7月3日	2	心を学ぶ講座	1
7月10日～7月11日	2	児童虐待対応母子保健関係職員指導者研修	1
7月13日～14日	1	ＷＩＳＣ-Ⅴ知能検査研修	1
7月20日～21日	2	自閉症セミナー	1
7月21日	1	夏のセミナー①	1
7月21日	1	夏のセミナー②	1
7月22日	1	夏のセミナー③	1
7月24日～25日	2	児童心理司指導者研修	1
7月25日	1	親子支援チーム研修「CRC家族再統合プログラム」	2
7月30日～31日	2	司法面接研修	3
8月6日～8日	3	児童相談所一時保護所スーパーバイザー研修	1
8月8日	1	法医学からみた子どもの受傷	1
1月8日	1	法医学からみた子どもの受傷	1
8月20日～22日	3	テーマ別研修	1
9月14日～15日	2	ＴＦ－ＣＢＴイントロダクトリー・トレーニング	1
9月29日	1	P-Fスタディ講習会アドバンスコース	1
10月21日	1	2024年度小児保健支援者研修会	1
11月27日	1	心を学ぶ講座	1
11月30日～12月1日	1	日本子ども虐待防止学会学術集会（香川大会）	2
12月4日～5日	2	児童心理司指導者研修＜参集コース＞	1
12月5日～7日	3	全国秋季セミナー	1
12月16日～18日	3	児童相談所一時保護所実務者研修	1
12月19日	1	児童相談所弁護士専門研修	1
2月6日～7日	2	児童相談所弁護士・児童福祉司等合同研修	1
2月9日	1	児童相談所で働く保健師の集い	1
2月11日	1	冬のセミナー④	1
2月15日	1	冬のセミナー①	1
2月15日	1	冬のセミナー②	1
2月28日	1	こうさいセミナー	1
3月2日	1	冬のセミナー③	1

３　危機管理機能

（１）困難ケース等の対応支援（社会福祉審議会児童相談所措置部会提出事例）

本市は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会のもとに、「児童部会」「児童相談所措置部会」「児童虐待検証部会」を設置している。

児童相談所措置部会は、月１回程度開催し、医師、弁護士、学識経験者、ソーシャルワーカー等を構成員として、保護者と児童相談所の意向が一致しない場合や重篤な虐待事例等を審議する。

令和６年度は、法２８条に関する事案等、１件１ケースについて審議や報告を行った。

（２）児童虐待の検証

児童虐待検証部会は、死亡事例等の重大事例発生時に開催し、事実確認、検証、再発防止等について協議を行うことになっている。

（３）施設支援

概ね毎月各１回ずつ、所管内の各児童養護施設で開催される運営委員会に当所職員が出席し、その時々に発生する課題等に対して助言を行った。また、施設内で発生する問題に対しては、所管児童相談所として、今後の対応を検討するための情報共有、会議召集を行う。

（４）こども虐待 110 番運営事業

本市は、夜間休日を問わず、いつでも虐待通告（相談）に応じられる体制を整備するために、専用電話を設置し、「こども虐待 110 番」として 24 時間・365 日対応できる体制を整備している。

令和６年度は、４３３件の電話を受付し、その内通告が２０４件、相談が１５１件、その他が１２６件であった。（月間統計は次ページ）

４　思春期児童支援機能

（１）思春期児童訪問支援事業

不登校や情緒障害等の子ども等児童相談所が支援を必要とすると認めた子どもを対象に、当所職員指導のもと、学生等のメンタルフレンドを家庭等に派遣し、会話や遊び等を通して、子どもの自主性や社会性の発達等を援助し、子どもの福祉の向上を目的に実施している。

令和６年度は、メンタルフレンド登録者は計１５名で、延べ７４回派遣した。

（２）思春期児童集団支援事業

不登校や情緒障害等の子ども等児童相談所が支援を必要とすると認めた子どもを対象に、グループ活動や野外活動による指導を通じて、子どもの自主性や社会性の発達等を援助し、子どもの福祉の向上を目的に実施している。

令和６年度は、グループ活動を８月に実施し、３名の児童が参加した。

【資料】令和６年度　相模原市こども虐待１１０番月間統計

項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	割合
種別	虐待通告	15	20	21	16	14	22	17	13	18	11	11	26	204	42.4%
	電話相談	11	5	18	14	9	15	22	6	11	14	11	15	151	31.4%
	その他	20	7	10	9	4	5	10	9	19	10	8	15	126	26.2%
	間違い等	0	2	5	1	3	5	3	1	16	2	19	22	79	16.4%
	計	46	34	54	40	30	47	52	29	64	37	49	78	560	100.0%
	計（間違い等除く）	46	32	49	39	27	42	49	28	48	35	30	56	481	100.0%

以下、種別「虐待通告」の内訳

通告者	子ども本人	1	2	1	0	1	0	2	0	1	1	0	1	10	4.9%
	家族	2	4	2	1	3	5	3	6	3	1	3	8	41	20.1%
	親族	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	1	6	2.9%
	近隣	10	9	14	13	5	10	11	5	9	7	7	11	111	54.4%
	その他・不明	2	5	4	2	5	6	0	1	3	2	1	5	36	17.6%
	計	15	20	21	16	14	22	17	13	18	11	11	26	204	100.0%
通告された者の住所	相模原市緑区	1	3	2	1	2	3	2	2	7	2	3	3	31	15.2%
	相模原市中央区	6	7	7	11	6	12	5	3	3	3	6	12	81	39.7%
	相模原市南区	8	9	10	4	0	5	7	2	4	6	1	6	62	30.4%
	管外	0	0	1	0	1	0	0	4	3	0	0	2	11	5.4%
	不明	0	1	1	0	5	2	3	2	1	0	1	3	19	9.3%
	計	15	20	21	16	14	22	17	13	18	11	11	26	204	100.0%
虐待種別	身体	4	6	8	6	4	12	7	7	8	0	1	10	73	35.8%
	ネグレクト	0	4	4	6	5	2	1	2	5	3	2	2	36	17.6%
	心理	11	10	7	4	3	8	7	3	3	8	7	10	81	39.7%
	性的	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	1.0%
	不明	0	0	2	0	1	0	2	1	2	0	1	3	12	5.9%
	計	15	20	21	16	14	22	17	13	18	11	11	26	204	100.0%
虐待者	父	3	7	6	4	2	2	0	1	5	2	2	5	39	19.1%
	母	9	9	12	9	7	11	12	11	9	6	2	13	110	53.9%
	その他	1	0	0	0	2	2	2	0	2	0	0	3	12	5.9%
	不明	2	4	3	3	3	7	3	1	2	3	7	5	43	21.1%
	計	15	20	21	16	14	22	17	13	18	11	11	26	204	100.0%
子どもの年齢	乳児（1歳未満）	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	1.5%
	幼児（未就学）	4	3	0	0	0	0	1	4	1	0	0	2	15	7.4%
	小学生	8	10	8	9	4	7	6	4	4	4	4	11	79	38.7%
	中学生	1	2	0	0	0	2	0	1	3	3	1	2	15	7.4%
	高校生・中卒	0	2	1	0	2	0	3	0	4	0	1	3	16	7.8%
	不明	2	2	12	7	8	12	6	4	6	4	5	8	76	37.3%
	計	15	20	21	16	14	22	17	13	18	11	11	26	204	100.0%

令　和　7　年　度　版　事　業　概　要
（令和6年度統計実績）

発行　相模原市こども・若者未来局こども家庭支援部児童相談所
〒252－0206 相模原市中央区淵野辺２－７－２
電話番号　042(730)3500
ファックス　042(730)3900